



平成 22 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行  
代表者名 取締役頭取 藪本 信裕  
(コード番号 8543 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員企画部長 森本 剛  
( TEL 078 - 333 - 3224 )

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 22 年 5 月 13 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正致します。

記

1. 訂正箇所

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 9 条 (現行どおり)

<訂正後>

(下線は訂正箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条～第 <u>8</u> 条 (条文省略)  (单元未満株式についての権利) 第 9 条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(新設)</u>	第 6 条～第 <u>8</u> 条 (現行どおり)  (单元未満株式についての権利) 第 9 条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

以上